



## 共済小委員会の設置について

---

平成26年4月23日

中小企業庁事業環境部経営安定対策室

# 1. 概要

## (1)設置目的

小規模企業共済法に基づく共済金の支給率等、共済関係の法律に基づく事項について審議。

## (2)設置経緯

- 平成26年2月17日、経済産業大臣から、「平成26年度に係る支給率について、意見を求める」旨、中小企業政策審議会会長への諮問
- 2月21日、審議会会長から中小企業経営支援分科会長への付託
- 2月28日、中小企業経営支援分科会長が共済小委員会を設置  
(小委員会委員長及び他の委員の指名)

## 2. 第1回共済小委員会議事次第・委員名簿

中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会  
第1回 共済小委員会 議事次第

中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会  
共済小委員会 委員  
(敬称略、五十音順)

1. 日 時: 平成26年3月7日(金)  
13時30分から15時30分まで

2. 場 所: 経済産業省 別館11階 1111会議室

3. 議 事:

- (1) 小規模企業共済制度の平成26年度付加共済金の支給率について
- (2) 両共済制度の現状と課題について
- (3) その他

【配付資料】

- 資料1: 小規模企業共済制度の平成26年度付加共済金の支給率について  
資料2: 小規模企業共済制度の現状と課題  
資料3: 中小企業倒産防止共済制度の現状と課題

<委 員>

委員長

足立 文彦 金城学院大学国際情報学部 教授  
伊藤 麻美 日本電鍍工業株式会社 代表取締役

<臨時委員>

荒井 正博 独立行政法人勤労者退職金共済機構 監事  
荒牧 知子 荒牧公認会計士事務所 公認会計士  
安藤 章夫 日本生命保険相互会社団体年金部 上席専門部長  
梅原 幸治 株式会社三菱東京UFJ銀行法人業務部  
業務企画グループ 次長  
小野 正昭 みずほ年金研究所 研究理事  
公益社団法人日本アクチュアリー会 副理事長  
加々美 博久 加々美法律事務所 弁護士  
柏木 京子 有限会社オフィス柏木 代表取締役  
神奈川県商工会女性部連合会 会長  
菊池 昭一 株式会社東京商工リサーチ 代表取締役社長  
黒川 みどり 株式会社ヴェール 代表取締役  
堤 香苗 株式会社キャリア・マム 代表取締役  
寺岡 則子 寺岡経営労務管理事務所 特定社会保険労務士  
平川 茂 税理士法人平川会計パートナーズ 税理士  
平本 勝哉 町田商工会議所 顧問  
藤沢 久美 株式会社ソフィアバンク 代表  
山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科 教授

以上 17 名

### 3. 小規模企業共済制度の平成26年度「付加共済金の支給率」の決定について

#### 1. 付加共済金について

○小規模企業共済制度は、昭和40年の創設以来、予定利率「6.6%」を維持していたが、運用環境の悪化等のため、平成8年4月に「4.0%」に引き下げた。

○その際、支給する共済金の額については、「掛金納付月数に応じて固定的に定め支給する方式」から、「固定額の「基本共済金(予定利率に対応)」に「付加共済金(各事業年度末の収支状況に応じて変動)」を加えた金額を支給する、いわゆる「二階建方式」に変更された。

##### 【参考①】

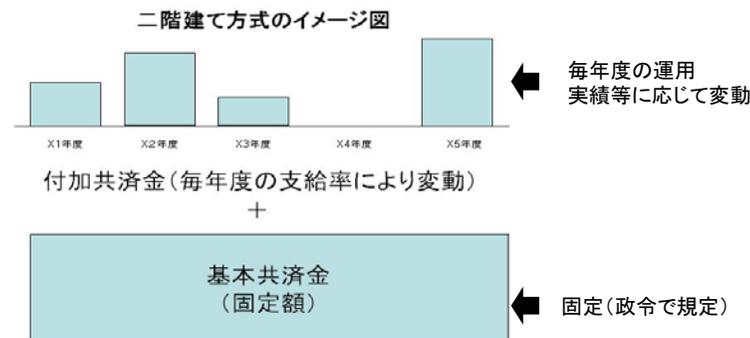
予定利率の変遷

平成12年4月に 4.0%→2.5%

平成16年4月に 2.5%→1.0%(法律事項→政令事項)

○「付加共済金」は、小規模企業共済法第9条第5項及び同法施行規則第10条の2に基づき、各年度ごとに決定される「支給率」を基に算定され、脱退時に基本共済金と合わせて支給される。

○また、「支給率」は、当該年度の前年度末までに、運用収入の見込額等を勘案して、経済産業大臣が中小企業政策審議会の意見を聴いて定めることとなっている。



#### 2. 平成26年度の支給率について

○3月7日に開催された共済小委員会において、「平成26年度の支給率は「0」とすることが適当である」と議決され、本議決を中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会長に報告。同分科会長の同意を得て、同月11日付けで答申がなされたところ。

○この答申に基づき、平成26年度に係る支給率を「0」と決定し、3月26日付けで官報に告示。

○なお、「付加共済金」については、平成8年度に導入以降、支給実績はない。

##### 【参考②】支給率の基準となる率の計算

付加共済金に充てるべき額【▲2,237億円 = 0円】  
(施行規則第10条の2第1項)

仮定共済金等の発生見込総額【7兆4,259億円】  
(施行規則第10条の2第2項)

# (参考1)小規模企業共済制度の概要

制度趣旨 小規模企業共済法(昭和40年6月法律第102号)に基づき、小規模企業者の廃業等の事態に備えるための共済制度  
(いわゆる小規模企業者のための退職金制度)

- 加入資格 : 小規模企業の個人事業主、共同経営者又は会社役員
- 制度開始 : 昭和40年12月
- 在籍者数 : 122.5万人(全小規模企業者の約4割が加入)(平成25年12月末現在)
- 共済金等支給額: 6,417億円(平成24年度)
- 資産総額 : 8兆882億円(平成24年度末現在)

小規模企業者  
(共済契約者)

- 掛金 : 月額1,000円~70,000円
- 予定利率 : 1.0%

加入・掛金納付・共済金の請求

共済金等の支給

中小企業基盤整備機構

※納付された掛金及びこの運用益は、  
全額を共済金又は解約手当金に充て、  
制度運営に係る事務経費は国の一般会計から手当て

## 小規模企業共済制度の共済事由等

### 【共済事由】

- 個人事業主の事業廃止(死亡を含む)
- 共同経営者の事業廃止(個人事業の廃止に伴うもの)(死亡を含む)
- 会社解散により役員を辞めたとき
- 役員(役員)の疾病、負傷による退職(死亡を含む) など

### 【共済金額】

- 各共済事由別に政令に定める額

### 【付加共済金】

- 平成7年の法改正により導入
- 掛金月額及び掛金納付月額に応じて政令別表に定める「基本共済金額」に運用収入に応じて毎年度算定する「付加共済金額」を支給するもの
- 類似制度としては、生命保険における配当金、中小企業退職金共済制度における付加退職金

# (参考2) 中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)制度の概要

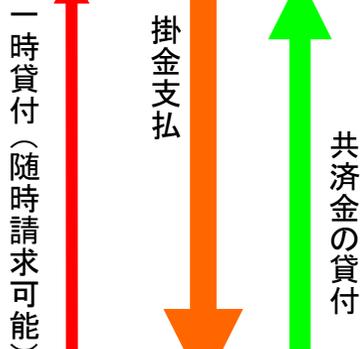
制度趣旨 ; 中小企業倒産防止共済法(昭和52年12月法律第84号)に基づき、取引先企業の倒産による連鎖倒産等の事態を防止するための共済制度

- 加入資格 : 中小企業者(個人事業主又は会社)
- 制度開始 : 昭和53年4月
- 在籍者数 : 34.8万社(平成25年12月末現在 ※全対象事業者の約2割が加入)
- 新規貸付額 : 140億円(平成24年度)
- 貸付残高 : 927億円(平成24年度末現在)
- 掛金総額 : 6,435億円(平成24年度末現在)



- 貸付限度額: 解約手当金の95%
- 貸付利率: 年0.9%
- 貸付期間: 1年

※一時貸付金の貸付残高: 237億円



中小企業基盤整備機構

※納付された掛金の全額は、共済金貸付又は解約手当金の支払に充てられ、制度運営に係る事務経費は国の一般会計から手当て

## 中小企業倒産防止共済制度の各種条件

- 掛金月額 上限 20万円
- 掛金限度額 800万円
- 貸付限度額 8,000万円  
※実際の貸付額は、「回収困難となった売掛債権の額」と、「納付した掛金総額の10倍」のいずれか少ない額の範囲内
- 貸付条件 無担保、無保証人、無利子(ただし、貸付額の1/10の掛金からの控除有り)、いわゆる返済可能性等の金融審査なし
- 貸付期間 5年~7年(貸付額に応じ設定)
- 共済事由 取引先の倒産
  - ①破産手続、再生手続、更正手続開始、特別清算開始の申し立て(法的倒産)
  - ②手形取引に係る銀行取引停止処分
  - ③弁護士、司法書士が介在する私的整理
  - ④災害による不渡り等(東日本大震災により講じた措置)
- 早期償還手当金制度 貸付けを受けた共済金を繰上償還した場合に支給する手当金